

地域で寄り添い ともに歩む

令和3年度 厚木市 市民後見人養成講座 参加者募集

市民後見人とは

高齢化の進展や一人暮らしの高齢者の増加、また障がい者の地域生活への移行などを背景に、今後、成年後見制度のニーズはますます高まります。そうした中、新たな担い手として、市民後見人が注目されています。

市民後見人とは、社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のことです。

ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスを利用する際の契約や財産の管理などを行います。特に、市民後見人は、ご本人と同じ地域に住む方が、市民の目線で、ご本人の意思を丁寧に把握し、ご本人の人生の伴走者として地域に密着した活動を行うことが期待されています。

厚木市では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な方を支援する身近な存在として、市民が後見活動を行う「市民後見人」を養成しています。

この度、第3期厚木市市民後見人養成講座を開講します。

養成講座の受講を希望する方は、まずは説明動画を視聴いただく必要があります。

応募資格

厚木市民で、成年後見制度や市民後見人の活動に関心がある方で、次の要件にすべて該当する方。

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、厚木市に住民登録があり、今後も、引き続き厚木市に居住して活動をする予定の方
- ② 令和4年3月31日現在の年齢が、満25歳以上満70歳以下の方
- ③ 基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者
- ⑤ 他団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む第三者後見人等として他で受任していない方。また今後もその予定が無い方。

応募にあたっての注意事項

- ① 市民後見人養成講座は、今回の「基礎研修」に引き続き、厚木市による「実践研修」等が予定されています。「実践研修」等の受講に当たっては、講義内容の習熟度等を確認するための試験を行い、所定の申込み書類と合わせて実践研修へ進むことができる方を選考いたします。
- ② 「基礎研修」・「実践研修」等、両方の研修受講により養成講座の修了となります。
- ③ 養成講座を受講することによって、成年後見人等になることを保証したり資格を得るものではありません。成年後見人等は、個別の案件に応じて、家庭裁判所により選任されます。
- ④ 成年後見人等の活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も平日に常勤のお仕事等をする見込の方は、本養成講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

説明動画の内容

- ・市民後見人養成、活動支援について
- ・市民後見人養成講座について（研修内容、受任要件等）
- ・市民後見人養成講座の応募要件や申込み方法の詳細について

説明動画配信 申込み

記載の URL または二次元コードからお申込みください。

申込期間	申込先（URL もしくは二次元コード）	お問合せ先	視聴期間
5/1（土）0時 ～ 6/30（水）正午	 https://forms.gle/Jx5bPicfukJmkMx69	神奈川県社会福祉協議会 045-312-5788 （平日の9時～17時）	6/1（火）9時 ～ 7/2（金）17時

※インターネットの環境により、このフォームからの申込みが難しい方は、「氏名」「住所」「電話番号（日中連絡がとれる番号）」「メールアドレス」の4点を記載し 神奈川県社会福祉協議会のメールアドレスあてに送信してください。
 メールアドレス kouken@knsyk.jp

◆インターネット環境が無い方へ◆

※会場で説明動画を見ることが出来る日程を設けています。

厚木市社会福祉協議会（厚木市権利擁護支援センター）に電話（046-225-2939）でご連絡ください。

	視聴日時	定員	会場	申込先・お問合せ先	申込期間
①	6/4（金） 14時～16時	各回 20人 ※先着順	厚木市保健福祉センター 4階ボランティア研修室	厚木市権利擁護支援センター 046-225-2939	5/6（木）9時 ～ 5/31（月）17時
②	6/25（金） 14時～16時				5/6（木）9時 ～ 6/21（月）17時

※新型コロナウイルスの感染拡大により、やむを得ず配信のみの開催となる場合がありますのでご了承ください。

【市民後見人養成講座事務局 説明動画と養成講座に関する問合せ先】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部（かながわ成年後見推進センター）
 電話：045-312-5788（平日9時～17時まで）
 FAX：045-322-3559 電子メール：kouken@knsyk.jp

【市民後見人養成講座事務局 会場での視聴に関する問合せ先】

社会福祉法人厚木市社会福祉協議会（厚木市権利擁護支援センター）
 電話：046-225-2939（平日8時30分～17時15分まで）
 FAX：046-225-3021 電子メール：kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

※申込みされた方の情報は、神奈川県社会福祉協議会と厚木市社会福祉協議会双方で共有いたしますことをご承知おきください。

実施団体：社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 *本事業は神奈川県からの委託を受け実施しています。
 共 催：社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会（厚木市委託事業）